

# 石川県公報

令和7年2月4日

第13779号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 4
○県道の供用の開始	(同) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 5
○公有水面埋立ての免許の出願	(港湾課) 1	○入札公告	(警察本部) 6
○公有水面埋立ての免許の出願	(同) 3		
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正	(出納室) 3		

## 告 示

### 石川県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和7年2月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
輪島富来線	鳳珠郡穴水町字上中イ4番2地先から 鳳珠郡穴水町字上中イ4番2地先まで	旧	10.77~16.14 69.5	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡穴水町字上中イ4番2地先から 鳳珠郡穴水町字上中イ4番2地先まで	新	13.03~22.13 69.5	

### 石川県告示第29号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和7年2月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島富来線	鳳珠郡穴水町字上中イ4番2地先から 鳳珠郡穴水町字上中イ4番2地先まで	令和7年2月4日	奥能登土木総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡穴水町字上中六2番地先から 鳳珠郡穴水町字上中ハ22番1地先まで		

### 石川県告示第30号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和

7年2月4日から同月25日まで石川県土木部港湾課及び奥能登土木総合事務所において縦覧に供する。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

1 出願年月日

令和7年1月27日

2 出願者の名称

石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

輪島市河井町1部205番1及び同町2部301番から輪島市マリンタウン1番7に至る間の土地に接する無番地、1番8及び7番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点を結ぶ平均満潮位(D.L.+0.50メートル)における公有水面と船溜防波堤との境界線、⑤の地点から⑧の地点を順次に結んだ線及び公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点：国土地理院 輪島岬三等三角点(北緯37度24分16.7596秒、東経136度54分06.5521秒)

①の地点	基点から	168度20分09秒	652.27メートルの地点
②の地点	①の地点から	186度17分23秒	2.63メートルの地点
③の地点	②の地点から	96度09分05秒	28.51メートルの地点
④の地点	③の地点から	203度38分58秒	2.14メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	114度43分29秒	39.32メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	169度27分25秒	155.58メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	126度30分39秒	3.51メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	107度09分40秒	52.23メートルの地点

ウ 面積

16,753.84平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

輪島市河井町1部205番1、206番、同町2部301番、同町2部301番から同市マリンタウン1番7に至る間の土地に接する無番地、1番7、1番8、7番1、7番2及び8番の地内並びに同町1部205番1、同町2部301番から同市マリンタウン1番7に至る間の土地に接する無番地、1番7、1番8、7番2及び8番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院 輪島岬三等三角点(北緯37度24分16.7596秒、東経136度54分06.5521秒)

㊸の地点	基点から	176度41分54秒	681.34mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	36度23分41秒	235.68mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	114度43分29秒	282.70mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	204度43分29秒	106.01mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	153度02分16秒	78.14mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	243度00分54秒	274.17mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	306度06分55秒	127.79mの地点

ウ 面積

103,517.57平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地、道路用地、緑地

## 石川県告示第31号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和7年2月4日から同月25日まで石川県土木部港湾課及び珠洲土木事務所において縦覧に供する。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

## 1 出願年月日

令和7年1月27日

## 2 出願者の名称

石川県

## 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

珠洲市飯田町1丁目5番、7番、1番1、1番7及び1番14の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点を順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線、④の地点と⑤の地点を結んだ線及び⑤の地点と①の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：国土地理院 上戸四等三角点(北緯37度25分51.0078秒、東経137度15分04.8950秒)

①の地点 基点から 77度01分31秒 1,236.84メートルの地点

②の地点 ①の地点から 242度44分03秒 183.03メートルの地点

③の地点 ②の地点から 330度56分55秒 5.00メートルの地点

④の地点 基点から 72度07分03秒 1,208.27メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 72度42分23秒 4.70メートルの地点

## ウ 面積

19,688.55平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

珠洲市飯田町1丁目5番、7番、1番1、1番7、1番3、1番23、1番6、1番15、1番8、1番14、1番13及び1番16の地内並びに同町1丁目5番、7番、1番1、1番7、1番14及び1番16の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院 上戸四等三角点(北緯37度25分51.0078秒、東経137度15分04.8950秒)

㊸の地点 基点から 69度20分38秒 1,254.55メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 151度55分04秒 311.47メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 242度49分40秒 285.03メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 322度22分21秒 304.13メートルの地点

## ウ 面積

87,350.07平方メートル

## 4 埋立地の用途

埠頭用地

## 石川県告示第32号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

2の金沢市の表中	16	金沢大学生生活協同組合	金沢市角間町	同 左 金沢大学生生活協同組 合外販部内	を
	16	金沢大学生生活協同組合	金沢市角間町	同 左 金沢大学生生活協同組 合外販部内	
	17	T M n e t 合同会社	金沢市木越町	金沢市鞍月1丁目 石川県庁内	に改める。

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターシマヤ白山店  
白山市安養寺1番
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
島屋株式会社 代表取締役 水口 栄市  
富山県射水市太閤山一丁目88番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
島屋株式会社 代表取締役 水口 栄市  
富山県射水市太閤山一丁目88番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年9月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,904平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 463台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 50台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位置 縦覧による。  
面積 192平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位置 縦覧による。

容量 58.34立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 3箇所  
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで  
荷さばき施設② 24時間  
荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで  
荷さばき施設④ 午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和7年1月20日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市商工課

9 届出等の縦覧期間

令和7年2月4日から同年6月4日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年6月4日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ小松店

小松市長田町口1番1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後) 株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

3 変更の年月日

令和2年10月1日

4 変更する理由

商号を変更したため。

- 5 届出年月日  
令和7年1月14日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和7年2月4日から同年6月4日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和7年6月4日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年2月4日

石川県知事 馳 浩

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
運転免許関係講習・受付等業務
- (2) 業務内容  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和7年2月26日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 令和7年2月26日（水）までに道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定により石川県公安委

員会の認定を受けた者で、県内に本店、支店等を有するものであること。

(3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

#### 4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和7年2月27日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2213)

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和7年2月28日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和7年2月28日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

#### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

#### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

放置車両確認等事務

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 予定数量

(1日当たりの実働活動時間)8時間 × (委託期間内における活動日数)216日

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契

約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和7年2月26日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ確実に遂行し得る者であること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づく放置車両確認等事務に係る石川県公安委員会登録を有する者で、県内に本店又は支店等を有し、かつ、金沢中警察署及び金沢東警察署近隣に駐車監視員の待機場所を確保できる者であること。
- (3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 入札参加者資格確認時において駐車監視員を4人以上確保している者であること。
- (5) 社内規程等により、業務知識及びその遂行能力向上のための研修規定、自主検査及び監査に関する規定、従業員に対する賞罰規定、機密の漏洩を防止するための規定等が整備されており、かつ、それらが正常に運用されている者であること。

### 4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和7年2月27日（木）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和7年2月28日（金）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年2月28日（金）午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階入札室

### 6 入札方法

入札書に記載する金額は、駐車監視員1ユニット（駐車監視員2人以上）当たりの1日の委託費（基本委託日額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを



問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

#### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

---

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
自動車保管場所関係事務
- (2) 業務内容  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和7年2月26日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 自動車保管場所関係事務を行うために必要な能力を有する者が置かれている法人として次に掲げる条件の全て

に該当するものであること。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができること。

イ 直接的な正規雇用関係にある者を責任者として指定することができること。

ウ 委託業務に関する問題等が生じた場合は、責任者において対応が可能であること。

(3) 県内に事業所を置く者であること。

(4) 履行場所ごとに指定する人数の業務従事者を確保できる者であること。

(5) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(6) 社内規程等により、業務の知識及び遂行能力向上のための研修に関する規定、自主検査及び監査に関する規定、従業員に対する賞罰に関する規定、機密の漏えいを防止するための規定等が整備されており、かつ、正常に運用されている者であること。

#### 4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和7年2月27日（木）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和7年2月28日（金）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年2月28日（金）午後1時50分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

#### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

#### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除